

新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力金(第2弾)について

事業の要旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、
県からの休業要請等に応じ、また、自主的に、休業や
夜間営業時間の短縮にご協力いただいた中小企業・個人事業主等（以下、「事業者」といいます。）の皆様
に対し、協力金を交付いたします。

交付額

1 事業者あたり一律10万円

(事務所を賃借していることによる加算はありません)

主な交付要件

- 中小企業又は個人事業主である
- 休業等を行う事務所または事業所が県内にある
- 休業等を行う事業は、人との接触や対面での作業がある
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主的に5月7日から5月26日までの間で15日間以上休業等している（注）
- 休業等を行う事業が、農業、漁業、林業ではない
（ただし、一般消費者向けの販売サービス等を行う事業は対象）

（注）当初「5月7日から5月31日までの間で20日間以上」とお知らせしておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、必要な休業の期間等を変更しました。

協力金(第1弾)の交付対象者が、引き続き休業等を実施していた場合のほか、第2弾では、以下のような方も対象となります。

- 卸売業や小売業、製造業、サービス業などのうち第1弾では対象外だった方
- 施設の所有や賃借等をしていないフリーランスや個人事業主の方
- 理美容店、銭湯、生花店や遊漁船を運営する事業者の方
- 本来の営業時間が20時までの飲食店や喫茶店等の事業者で、休業等した方

申請手続き

○受付期間

令和2年6月8日（月）～令和2年7月14日（火）（消印有効）

○必要書類

- ・協力金（第2弾）交付申請書
- ・営業の実態が確認できる書類
- ・休業や夜間営業時間の短縮状況等が確認できる書類 等

○申請方法

・郵送

協力金（第2弾）事務局

〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ3階

・電子申請

神奈川県電子申請システム

交付の時期

申請から概ね 2 ~ 3 週間で交付

申請書等確認のお願い

○申請書等の必要事項は全てが記入等されていますか？

太枠内の記入

押印(法人の場合は代表者印)

チェックボックス□のチェック(レ点)

○必要な書類が添付されていますか？

誓約書

役員等氏名一覧表(法人のみ)

申請書裏面に記載の添付資料

通帳の写し(表紙をめくった見開き全体)

お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話番号

045-285-0536 または 050-1744-5875

(「9 協力金に関すること」を選択してください)